

2018年1月30日
日本自動車輸入組合

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会資料

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法について JAIA の意見は下記の通り。

1. 整備について

- 運転支援技術や自動運転技術等は、非常に高度な技術であり、適切な整備を行う必要がある。
- 各システムの状況については、使用の際ドライバーに警告し、ドライバーが判断できることが重要。
- 検査や整備の機会のみならず、故障がある際には速やかに整備を実施していただけるよう、ドライバーに通知するとともに、その重要性について啓蒙していく必要がある。

2. 検査について

- OBD 検査を導入した場合、記録された DTC はドライバーが認知できない。そのため検査時に不合格となることはドライバーの理解を得にくい。
- 保安基準に定める性能要件を満たさなくなる可能性がある不具合に関する DTC（特定 DTC）を自動車メーカー毎に判断することは、特定 DTC 解消のため過剰整備が行われる可能性がある等、ユーザー間の公平性を欠くことになるのではないかと。

3 JAIA としての意見

- ① システムの状況についてドライバーが認知でき、かつ公平な車検合否判定のため、警告表示を活用した検査をお願いしたい。

そのためには、各技術について警告表示に関する国際的に調和された基準が必要。

（当該基準を採用したすべての車両に対して公平に実施可能となる）

（例：横すべり防止装置など、失陥時の警告表示について既に定められているものもあり、この制度の速やかな運用開始が可能）

国際連合の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において各技術の基準を策定する際には警告表示についての規定を策定いただきたい。

- ② 国際調和された基準が策定できるまでの間は、ドライバーには警告表示に基づいた整備を啓蒙するとともに、検査時には点検整備記録簿の確認を要件に加えてはどうか。

以上